

# 捜査指揮に関する訓令

(昭和40年9月28日警察本部訓令第11号)

〔沿革〕平成12年11月警察本部訓令第18号最終改正

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

## 〔概要〕

この訓令は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第19条第2項に基づき、本部長又は署長が直接指揮すべき事件等に関し、必要な事項を定めたものである。